フォークリフトによる重篤な災害が多発しています

当署において、令和６年１月からフォークリフトによる死亡災害が２件立て続けに発生しています。

いずれも、パレット（フォークリフトの爪部）に乗っていたり、乗ろうとしたことが原因の一つと考えられます。

フォークリフトについては、労働安全衛生規則第151条の１３にて「搭乗者席」以外に乗ることを禁じています。次ページも併せて参照していただき、災害防止に向けてご留意いただきますようお願いします。

事例１
パレット上で荷崩れしたフレコンバッグに挟まれる

事例２
運転席からパレット上に乗ろうとして、マストとパレットに挟まれる

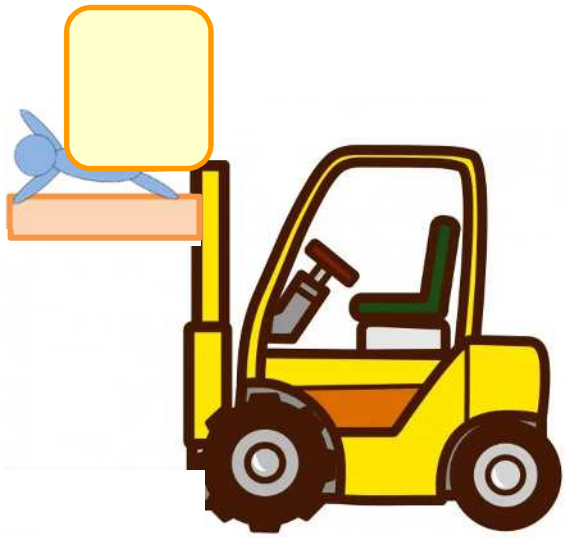

ゼロ災大阪　大阪労働局・北大阪労働基準監督署　（Ｒ６．１）

フォークリフトによる休業災害（令和5年北大阪署管内発生（一部））

番号	事故の型	業種	年齢	災害の概要
1	墜落、転落	製造業	36	倉庫内のピックアップ作業のため、約3.5mまでの高さにフォークリフトで持ち上げたパレットに乗り移ったところ、バランスを崩し墜落した。
2	激突され	陸上貨物取扱業	37	作業場内でフォークリフトを運転中、運転士が後方確認を怠り、フォークリフトの右側後方が歩行者に激突した。
3	挟まれ・巻き込まれ	道路貨物運送業	46	フォークリフトで荷物を運搬中、スロープで停止したところ、荷物の重みで完全に停止せず、フォークリフトが逸走し、運転士がトラックとフォークリフトに挟まれる
4	激突され	卸売業	51	フォークリフトで荷物を運搬中、フォークリフトの後輪が浮き上がり、走行不能になった。 浮き上がった後輪を戻す反動で、運転士がマストに右手をぶつける。（無資格・過積載）

フォークリフトを運転するに当たっての注意事項

- 運転者は運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置き、原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等逸走を防止する措置を講じること。さらにフォークリフトから離れるときは運転キーを外し事務所等で保管すること。
- フォークリフトに接触したり、運搬中の荷に接触することなどにより、はさまれたりする災害が多く発生しています。入り組んだ作業場所等での運転のときは誘導者を配置して誘導させること、若しくは他の作業者の立ち入りを禁止すること。
- あらかじめ、作業場所の広さ、フォークリフトの種類及び能力、運搬する荷の種類及び形状等に適応する作業計画を作成すること。作業計画では、運行経路及び作業方法等を示すこと。
- フォークリフトは高所作業車ではありません。高所の物を取ったり作業する時は、昇降設備か高所作業車を利用しましょう。墜落防止措置を行わずに乗車席以外の箇所に労働者を乗せるのは法律で禁じられています。（安衛則第151条の13）

フォークリフトの作業計画作成事例

フォークリフトを使用して作業（構内の走行を含む）を行う場合には、あらかじめ、作業計画を立てて、関係労働者に周知しなければいけません。

作業計画には、運行経路、作業方法以外に人の通行場所、傾斜、段差、視界不良箇所の記載、及びヒヤリ・ハット箇所なども盛り込んでください。

作業計画を立てる際に考慮すべき事項

①作業場所の広さ及び地形

②フォークリフトの種類及び能力

③荷の種類及び形状（荷の重量や有害性などを含む）

作業計画の中で明示すべき事項

④運行経路及び作業方法（作業時間）

これらの事項を十分考慮して作業計画を立てますが、作業計画は、ひとまとまりの作業ごとに作業計画書を作成するのが望ましく、また、作業計画書には、作業手順ごとに安全のポイント（急所）をしっかり記入しておく必要があります。

作業計画書の作成とともに、忘れてはならないのが、作業指揮者の配置です。作業指揮者は、作業計画に基づいて、作業を指揮しなければなりません。したがって、作業計画の内容などは十分に心得ておく必要があります。

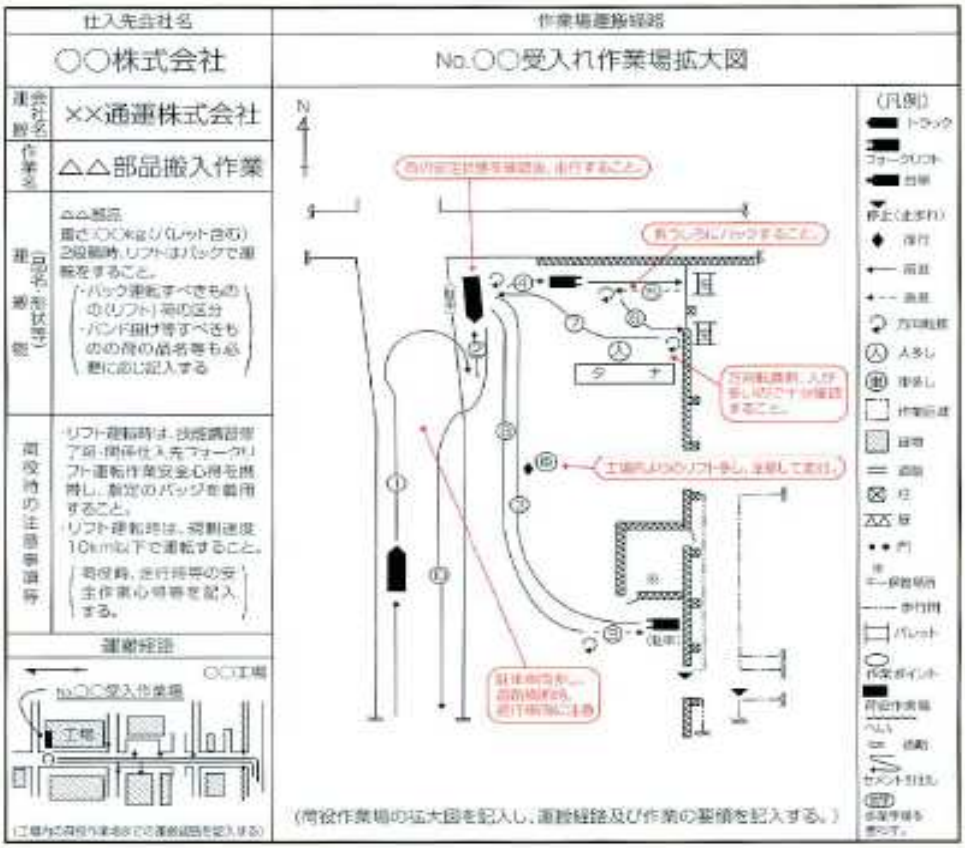

フォークリフトの無資格運転は法違反です。
（安衛法第59条、第61条）

最大荷重1トン以上は「フォークリフト運転技能講習」の修了者、最大荷重1トン未満は技能講習の修了者か特別教育の受講者でないと運転の業務には就けません。また、道路交通法の適用を受ける道路上を走行させる運転の業務は、別途、道路交通法の適用を受けますので注意してください。

安全作業のためのチェック項目

特定自主検査等未実施でのフォークリフトの使用は法違反です。（安衛法第45条）

人も健康診断を受診するようにフォークリフトも使用している場合は定期的に検査を受けなくてはなりません。

- フォークリフトを用いて作業を開始する場合は、その日の作業を開始する前に点検を実施しなくてはなりません。
- 毎月一回定期自主検査を実施し、年一回は検査者として資格を持った人による特定自主検査を行わなければなりません。事業場で特定自主検査を実施できない場合は、登録を受けた検査業者で受けることが出来ます。